

【改修業務仕様書】

1 名称 大阪府中央区社会福祉協議会 昇降機設置工事

2 契約先 社会福祉法人 大阪府中央区社会福祉協議会

3 施工場所 大阪府中央区上本町西2-5-25

4 工事期間

(1) 期間

契約日から令和6年3月25日までに完工

(2) 作業可能時間

原則として月曜日から土曜日の午後9時30分～午後5時まで作業時間とする。
上記時間以外に作業を行う場合は本会と別途協議のうえ事前承諾を得ること。
また、近隣からのクレーム等があった場合は、落札者が対応すること。

5 工事概要

既存の油圧式エレベーターを撤去し、新しいロープ式の機械室なしエレベーターに更新

(1) 使用できる既設品は使用することとし、新規品に更新すること(別紙参照)

(2) 昇降機の耐震対策、安全基準に対応すること。

(3) 養生について、床、壁、搬入ルート全てにすること。

(4) 工事に際しては工程打合せを綿密におこない、当会の運営に支障がでないように努めること。

<その他>

(1) 官庁届出(騒音・消防)をおこなうこと。

(2) 作業によって生じた廃棄物等については、適切な方法で処理すること。

(3) 関係法令等に基づき、届出等が必要な場合は適切に対応すること。

(4) 作業について、安全対策を十分講じること。

(5) 工事工程表の提出

改修後のエレベーター仕様表、図面、施工写真、検査報告書を提出すること。

6 検収・保証

(1) 検収内容: 施工完了後に試運転にて性能を満足することを確認し検収とする。

(2) 保証期間: 検収後1年

(3) 保証内容: 保証期間において、設計、製作、施工等の不備による故障及び破損に対しては施工会社が無償にて改善復旧対応すること。但し、天変地異、操作ミス、故意により生じた故障及び破損、消耗品等については保証範囲外とする。

7 見積項目

・昇降機設置工事

- (1) 機器設備 (昇降機)
- (2) 本体撤去工事
- (3) 養生費
- (4) 産廃代行
- (5) 諸官公手続費 (確認・完了検査・事務代行含む)
- (6) 付帯工事

8 別途工事

- (1) 工事用電力、上下水道は支給します。
- (2) 資材置場は確保します。(車両1台分)
- (3) 本見積仕様書に未記載事項については別途協議とする。

9 質疑応答 随時回答します。